

平成22年度原子力人材育成プログラム（文部科学省）公募要領

平成22年6月17日

文 部 科 学 省

1. 事業目的

近年、原子力発電はエネルギーの安定供給や温室効果ガス排出削減の観点から見直されており、安全で信頼性の高い我が国の原子力技術を持続的に利用していくためには、それを支える人材を確保・育成する必要がある。

一方、高等教育機関における近年の学部及び研究科における改組・大括り化の中で、原子力分野の体系的な専門教育のレベルは一般に低下し、教員の関連他分野への流出や減少も進んでいる。

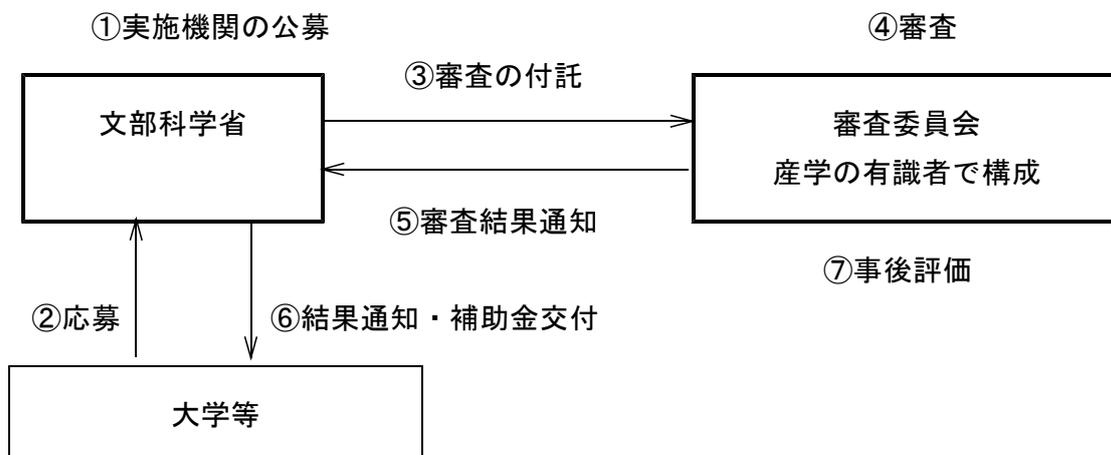
このため、原子炉物理学、放射線安全学、核燃料サイクル工学等原子力特有の基礎分野に関する十分な専門知識を持ち、実習等を通じて実践的な技術・技能を習得した人材の育成が困難となっている。

また、総合技術である原子力発電には、機械、電気等原子力工学以外を専攻してきた学生も多く就職しているが、これらの専攻では原子力や放射線に関する教育を受ける機会は限られている。

こうした現状を踏まえ、文部科学省において、将来の原子力エネルギーの研究・開発・利用を支える人材を育成するため、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における、原子力の教育研究基盤の充実・強化を図ることを目的とし、①原子力研究促進プログラム、②原子力コア人材育成プログラム、③原子力基盤整備プログラムの各事業に対し補助金を交付する。

なお、本補助金は特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置として、原子力分野における人材育成に資する事業を補助するものである。

(参考) 事業実施体制のイメージ図



2. 対象となる取組

将来の原子力エネルギーの研究・開発・利用を支える人材を育成するため、以下の事業を大学等において実施する場合に、補助金を交付する。

① 原子力研究促進プログラム

原子力の基礎的知識を有し、将来、原子力発電所や試験研究炉に関連する運転・保守、製造・建設等の現場で活躍する技術者、技能者及び監督者等となる人材の育成に係る取組。

例)・学内外の原子力施設等を利用した学生が行う研究、実習、見学

- ・教養課程や他学科との共通科目による進路選択前及び原子力専攻以外の学生（特に周辺分野）を対象とした授業
- ・原子力概論、放射線安全等の原子力基礎科目の講義と放射線計測・遮蔽等に関する実験・実習を組み合わせた導入プログラムの整備
- ・原子力産業等の実務経験者による講義、講演等を通じた交流

② 原子力コア人材育成プログラム

原子力産業に関連する機械、電気、材料・化学、建築・土木等の専門知識・技術を有し、より一層原子力に関する知識を深めることにより、将来、原子力施設の設計・製造・建設、運転・保守、研究・開発等の中核を担う技術者、研

研究者等となる人材の育成に係る取組。

- 例) ・大学等の特徴を踏まえた実践的教育カリキュラムの導入
- ・専攻横断的な共通科目による原子力プラントや地域の原子力産業等に関する講義の開設
 - ・専攻横断的な学生グループによる研究の実施
 - ・学内外の原子力施設を利用した学生が行う研究・実験・実習
 - ・他大学の原子力学科の教員や産業界の実務経験者の招聘

③ 原子力研究基盤整備プログラム

原子力の体系的かつ高度な知識・技術を有する、将来、我が国の原子力界を先導する研究者・技術者等となる人材の育成を行う教育研究基盤の整備

- 例) ・学生が行う研究・実験・実習に使用する設備の整備
- ・産業界、研究機関等の実務経験者、外国人教員、有識者の招聘
 - ・教員の不足が見込まれる原子炉物理学、核化学・放射化学、プラント制御等の若手教員の育成

なお、各プログラムの詳細については、「平成22年度原子力人材育成プログラム実施方針」を参照のこと。

3. 応募の要件

(1) 実施機関

①原子力研究促進プログラム

機械、電気、材料・化学、建築・土木、原子力等の原子力発電に関連する学科を有する大学・大学院、高等専門学校

②原子力コア人材育成プログラム

機械、電気、材料・化学、建築・土木、原子力等の原子力発電に関連する学科・専攻を有する大学・大学院、高等専門学校

③原子力研究基盤整備プログラム

原子力の専門教育を行う学科・専攻を有する大学・大学院

また、実施機関は、以下の要件を満たさなければならない。

- 日本の大学（株式会社立大学を除く。）又は高等専門学校であること。
- 当該事業を適確に遂行するに足る能力を有し、そのための人員等の体制が整備されていること。
- 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（２）応募制限

以下に該当する場合は、応募を制限する。

- 平成21年度に採択された原子力コア人材育成プログラムの補助事業を継続して行う大学等が、当該プログラムに新たな事業に応募すること。
- 同一の大学等が、同一プログラムに複数の事業に応募すること。

4. 経費について

- （１） 補助額は、概ね以下の通り（年間）とするが、事業計画の内容等を勘案して予算の範囲内で毎年度決定する。また、申請数や審査委員会の審査結果により、申請された事業計画の変更及びそれに伴う補助額の変更が行われることがある。

① 原子力研究促進プログラム

150～200万円程度（1年目）

ただし、2年目は上記の7割程度を基本とする

② 原子力コア人材育成プログラム

1000～1500万円程度（1年目）

ただし、2年目は上記の7割程度を基本とする

③ 原子力研究基盤整備プログラム

3000～5000万円程度（1年目）

ただし、2年目以降は上記の7割程度を基本とする

- （２） 経費の詳細な考え方については、別紙の「公募申請書・事業提案書・申請受理票等の記入要領」を参照すること。

5. 実施期間及び経費負担

各実施機関は、以下の期間内の事業計画を申請するものとする。平成22年度事業については、当該年度の補助金交付決定がなされた日から平成23年3月31日まで完了する範囲とし、この期間に発生した支出についてのみ本事業の補助金より経費を補助することができる。したがって、補助事業終了後の事業運営にかかる費用については、各実施機関の負担となる。

- | | |
|------------------|------|
| ① 原子力研究促進プログラム | 2年以内 |
| ② 原子力コア人材育成プログラム | 2年以内 |
| ③ 原子力研究基盤整備プログラム | 3年以内 |

6. 採択件数等

採択予定件数は以下の通り。

ただし、申請数や各事業計画の内容・事業規模、その他審査委員会の審査結果によって変更がありうる。

- | | |
|------------------|--------|
| ① 原子力研究促進プログラム | 7件程度 |
| ② 原子力コア人材育成プログラム | 2～4件程度 |
| ③ 原子力研究基盤整備プログラム | 2～3件程度 |

7. 事業の継続

補助期間終了後、大学等は独自に予算等を確保し、補助金により実施した事業を継続して実施すること。

8. 事後評価

事業終了後、審査委員会による補助事業の実績・効果についての評価を行う。

9. 実施機関の選考について

(1) 選考方法

審査委員会は、応募書類に基づいた総合的審査により事業の実施機関の選考を行う。なお、選考に当たっては、委員の求めに応じて追加資料の提出や対面による事業計画の聴取を求める場合がある。

(2) 選考基準

- 資格要件（3.「応募の要件」参照）を満たしていること。
- 事業に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - a. 事業の内容が事業目的と合致していること。
 - b. 事業の内容が平成22年度「原子力人材育成プログラム」実施方針に沿った内容であること。
 - c. 事業の目標設定及びそれを実現するための手段が妥当であること。
 - d. 事業を適確に実施する能力・体制が整備されていること。
- 事業管理上必要とされる措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- 補助期間終了後において、事業を継続して実施できる計画を有していること。
- 見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること。

(3) 採択

- ・ 選考の結果は、提案者全てに対し電子メールにて通知する。通知の時期は、平成22年8月下旬頃を予定。
- ・ 選考結果について、採択後、採択された機関については、実施機関名、事業名及び事業概要を公表する予定。

(4) 条件付採択

審査委員会は、ある機関の事業計画の一部が高く評価され、その部分に特化した事業計画に変更して実施することが妥当と考えられる場合には、当該変更に同意する場合にのみ採択する等の条件を付すことがある。

10. 申請手続

応募に当たっては、以下の事項を厳守のうえ、応募書類（様式1～4）に必要事項を記入した上、電子ファイルを（iv）の提出先まで電子メールにより提出すること。

(i) 応募書類

下記、応募書類の電子ファイルを作成すること。

- ①公募申請書（様式1）
- ②事業提案書（様式2）
- ③要望額書（様式3）
- ④申請受理票（様式4）

※上記の①から④の電子ファイルは、Microsoft Wordを使用し、日本語で記入すること。また、通しページを下段中央に付すること。

(ii) 応募書類関係一式の入手方法

応募書類関係一式は、文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp/>）からダウンロードできる。（文部科学省ホームページ内の「公募情報」をご確認いただきたい。）

- ・ 公募要領（PDF形式）
- ・ 応募書類（Word形式）
- ・ 記入要領（PDF形式）
- ・ 平成22年度「原子力人材育成プログラム」実施方針（PDF形式）

また、（iv）の提出先に電子メールにて申請し応募書類関係一式の送付を受けることが可能である。（メール件名は、「原子力人材育成プログラムの応募書類関係一式送付希望（機関名）」とすること。）

(iii) 公募期間

- 公募開始日：平成22年6月17日（木）
- 公募締切日：平成22年7月12日（月） 12時00分まで

(iv) 提出先

財団法人エネルギー総合工学研究所（文部科学省からの事務委託先）
原子力人材育成プログラム事業事務局

担当者：波多野・中村 電話：03-3508-8891（代表） Fax：03-3501-1735

e-mail：teian-n@iae.or.jp

（e-mail送信の際は、上記アドレスの「@」を1つにすること）

※メール件名は、「平成22年応募原子力人材育成（文科省）（機関名）」とすること。

- ・英数字は、必ず半角で記載すること。
- ・「（機関名）」は、応募校名を記載すること。

（v）その他

- 様式1～4の書類の提出は、電子メールで行うこと。また、様式1～4の書類は、分割せずに1つのファイルとして提出すること。
- 公募締切日を経過して提出された応募書類は、原則として受理しない。
- 応募書類に不備がある場合は、審査対象外となることがある。
- 応募書類の様式を変更しないこと（行の追加は可）。また、必要に応じて、適宜、参考資料を添付することができる。

11. 交付手続等

- ① 審査委員会により選考された事業について、文部科学省が採択し、補助金を交付する。事業の実施に際しては、文部科学省が定める原子力研究環境整備補助金交付要綱に則り、補助金交付に係る諸手続きが必要となる。（詳細については実施機関として採択された後に連絡する。）
- ② 交付申請に当たっては、平成22年度における事業計画の所要経費の積算を提出することとなるが、実施機関に交付する金額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、当該年度の予算の範囲内で決定する。
- ③ 2年以上の期間において実施を計画する事業が採択された場合、次年度以降に交付する金額については、予算の状況・事業の状況等により減額となる場合もある。
- ④ 本事業に申請する事業が、他の事業の委託費あるいは補助金等による経費の措置を受けている場合は、本事業に申請することはできないため、申請に当たっては、他の経費の措置を受けて行っている事業と十分に整理した上で申請すること。
- ⑤ なお、補助金の交付を受けた機関には、本補助金の財源は国の予算であるため、「補

助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」等に則した適切な経理等を行わなければならない。また、補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求める。

【本件に関する問い合わせ先】

文部科学省研究開発局原子力課 門真、田村、大小原

TEL 03-6734-4543（直通）

e-mail : atom@mext.go.jp

（e-mail送信の際は、上記アドレスの「@」を一つにすること）